

居宅介護(予防)支援事業者

介護保険のサービスを利用する要支援1・2、要介護1～5の方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切なケアプランを作成し、市町村、サービス提供事業者などと連絡調整を行います。

高齢者相談窓口 地域包括支援センター

開設時間:月曜日～金曜日 9時～19時
土曜日 9時～17時

(いずれも祝日・
12月29日から
1月3日を除く)

地域包括支援センターは、「要支援1」「要支援2」と認定された方及び基本チェックリストに該当した「事業対象者」のケアプランを作成するほか、高齢者やその介護をされている家族の方、ケアマネジャー(介護支援専門員)の相談に応じるとともに、サービス提供事業者との連絡調整などを行います。

地域包括支援センター(10ページ参照)



社会福祉士

チームアプローチ



主任介護支援専門員



保健師または地域で
活動経験のある看護師

相談したい【総合相談】

高齢者の方やご家族からの相談を受け、介護、福祉や保健等必要なサービスにつなげるなど、相談内容に応じた支援をします。

安心してくらしたい【権利擁護】

高齢者虐待の防止、相談、対応や認知症の方などへの成年後見制度活用についての相談をお受けします。

自分らしくくらし続けたい 【ケアマネジャーの支援】

ケアマネジャーに対するアドバイスや、さまざまな関係機関と連携して支援する仕組みづくりを進めます。

いつまでも元気で過ごしたい 【介護予防ケアマネジメント】

「介護予防」に取り組んでいただくお手伝いをします。
介護予防サービスや総合事業サービスを利用するためのケアマネジメントを行います。

地域包括支援センターと連携した身近な高齢者相談窓口 総合相談窓口(ランチ)

開設時間:月曜日～金曜日 9時～17時30分
(祝日・12月29日から1月3日を除く)



社会福祉士、保健師・看護師、
主任介護支援専門員のいずれか

地域包括支援センターと連携した身近な相談窓口として、高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じています。

総合相談窓口(ランチ)11ページ参照